平成２３年（フ）第７８１号
堺市堺区一条通15番15号　レグルス402号
債務者　吉谷美恵子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　敦久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
金沢市瓢箪町５番２号、従前の住所金沢市浅野本町２丁目４番１号
債務者　吉藤　久弥
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　慶宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６８号
愛知県津島市上之町２丁目18番地
債務者　早坂　京子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　弘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２号
富山市本郷町119番地３
債務者　カガミヤ急便こと　加賀宮冨美枝
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　然浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２０４号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目15番13号
債務者　木村ミチ子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０１号
札幌市北区篠路２条４丁目５番５号　ＭＳ24Ａ102号
債務者　安田　和子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７７号
札幌市豊平区豊平３条２丁目１番２号　第一豊明住宅205号
債務者　澤里　節子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９１号
札幌市東区北21条東16丁目４番５―506号
債務者　前田美貴恵
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１４号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番３市営住宅１－Ｃ－205号
債務者　大澤　康廣
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４９号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目４番４号ロータスハイツ月寒103号
債務者　藤田　直子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６３号
札幌市中央区南５条西11丁目1287番地　第２市村ビル201号
債務者　吹田　則明
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９３号
札幌市東区北26条東４丁目１番６号　石田セントラルコーポ６号
債務者　高木　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９４号
札幌市東区北26条東４丁目１番６号　石田セントラルコーポ６号
債務者　高木　和子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２号
北海道網走市北５条西７丁目16番地の５　緑ハイツ105号室
債務者　布川　　彰
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
福島県いわき市小名浜港ケ丘７番地の12、住民票上の住所福島県いわき市小川町上小川字細石赤坂37番地の38
債務者　鈴木　君江
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２４５号
群馬県高崎市上小鳥町464番地２
債務者　大村順二こと　ＯＭＵＲＡ　ＣＬＡＵＤＩＯ　ＪＵＮＪＩ
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部